

山口県農業振興地域整備基本方針の概要

1 変更の理由

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国が平成27年12月に公表した「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、現計画を見直し、平成37年を目標とした県方針を策定する。

2 主な内容

(1) 確保すべき農用地区域内の農地の面積

国が基本指針において定める「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」に基づき、次のとおり変更する。

区 分	目 標 面 積
変更後県基本方針	平成37年目標 ⇒ 約39.88千ha (平成26年時点：約40.17千ha)
変更前県基本方針	平成32年目標 ⇒ 約43.14千ha (平成21年時点：約41.00千ha)

(2) 農地の保全・確保と有効利用のための取組の促進

国の基本指針の変更を踏まえ、各種施策の取組を推進する。

① 農用地等の保全

関係団体との連携の下に農地中間管理事業等を活用し、集落営農法人をはじめとする認定農業者などの担い手へ、農地の利用集積を行い、農地の有効利用と荒廃農地の発生抑制・再生に努める。

② 農業の近代化

J A等と卸売業者が協定を交わした結びつき米や酒造業者と連携した「酒米」の生産など、需要に応える産地の育成を図るとともに、たまねぎ・いちご等の需要の高い品目の産地拡大や県産花きのブランド化と有利販売に向けた県オリジナル品種の育成と産地化を推進する。

③ 農業を担うべき者の確保・育成

関係機関等と連携して新規就農希望者の相談から研修・就農・定着までの一貫した支援を行うとともに、従来から取り組んできた集落営農法人の設立に併せて集落営農法人連合体の育成を図り、規模拡大や多角化・多業化等により経営安定・発展を支援する。